

## 調査の概要

### 1 調査の目的

正社員及び正社員以外の労働者のそれぞれの就業形態について、事業所側、労働者側の双方から意識面を含めて把握することで、多様な就業形態に関する諸問題に的確に対応した雇用政策の推進等に資することを目的とする。

### 2 調査の範囲及び対象

(1) 地域 全国

(2) 産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕

事業所及び労働者

上記に掲げる産業に属する5人以上の常用労働者を雇用する事業所及び当該事業所に就業している労働者

(3) 調査対象

ア 事業所調査

上記(2)に掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する事業所から、産業別、事業所規模別に無作為に抽出した事業所を調査対象とした。

イ 個人調査

上記アの事業所調査の対象の事業所において就業している労働者から、就業形態別に無作為に抽出した労働者を調査対象とした。

### 3 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

(1) 事業所調査 調査対象数 17,278 事業所 有効回答数 7,499 事業所 有効回答率 43.4%

(2) 個人調査 調査対象数 36,527 人 有効回答数 23,521 人 有効回答率 64.4%

### 4 調査の対象期間及び実施期間

令和元年10月1日現在の状況について、事業所調査は令和元年11月20日から12月15日までの間に、個人調査は令和元年12月9日から令和2年1月29日までの間に実施した。

### 5 調査事項

(1) 事業所調査

ア 事業所の属性

(ア) 事業所が属する企業規模、事業所の常用労働者数、事業所の形態

(イ) 労働者派遣事業の有無及び派遣労働者数

(ウ) 労働者の区分、性、雇用期間の定めの有無別労働者数

(エ) 就業形態、性別労働者数

(オ) 請負労働者の有無及び請負労働者数

- (カ) 物の製造を行っている請負労働者の有無及び請負労働者数
- イ 労働者比率の変化
  - (ア) 3年前と比較した正社員数の変化
  - (イ) 3年前と比較した正社員以外の労働者比率の変化、比率が上昇した就業形態
  - (ウ) 正社員以外の労働者比率の変化の予測及び今後比率が上昇すると思われる就業形態
- ウ 正社員以外の労働者を活用する理由
- エ 正社員以外の労働者の活用上の問題点
- オ 就業形態別各種制度の適用状況
- (2) 個人調査
  - ア 個人の属性
    - (ア) 性、年齢階級
    - (イ) 最終学歴又は在学の状況
    - (ウ) 同居家族の有無及び同居家族の続柄、同居している子どもの人数及び末子の年齢階級
    - (エ) 主な収入源
  - イ 就業の実態について
    - (ア) 現在の就業形態
    - (イ) 在籍期間
    - (ウ) 雇用期間の定めの有無、1回当たりの雇用契約期間及び雇用契約の変更希望の有無
    - (エ) 現在の職種
    - (オ) 正社員以外の労働者の現在の就業形態を選択した理由
    - (カ) 最終学校卒業後の就業形態、正社員及び出向社員以外の就業形態で働いた通算期間
    - (キ) 今後の働き方及び今後の就業形態に対する希望
    - (ク) 正社員になりたい理由
  - ウ 賃金等について
    - (ア) 賃金額を算定する際の基礎となる給与形態
    - (イ) 令和元年9月の賃金総額（賃金階級）
    - (ウ) 平均的な1週間の実労働時間数（時間数階級）、実労働時間数に対する希望及び希望する1週間の実労働時間数（時間数階級）
  - エ 各種制度及び満足度について
    - (ア) 現在の会社における各種制度の適用状況及び適用希望状況
    - (イ) 現在の職場での満足度

## 6 調査方法

### (1) 事業所調査

事業所票を厚生労働省から調査対象事業所に郵送し、調査対象事業所が記入した後、厚生労働省に郵送又はオンライン回収。

### (2) 個人調査

厚生労働省が、回収した事業所票から調査対象労働者数を算出し、事業所調査対象事業所に対して、調査対象労働者への個人票の配布を依頼。調査対象労働者が個人票に記入後、厚生労働省に郵送。

## 7 調査機関

- (1) 事業所調査 厚生労働省一報告者
- (2) 個人調査 厚生労働省一事業所調査対象事業所一報告者

## 8 利用上の注意

- (1) 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の和と計の数値とは必ずしも一致しない。
- (2) 複数回答（回答項目の選択肢について、該当する答えを複数個選択することが可能としているもの）では、内訳の和が計の数値を超える場合がある。
- (3) 表章記号について
  - ①「0.0」は、該当数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
  - ②「-」は、該当数値がないことを示す。
  - ③「・」は、統計項目があり得ないことを示す。
  - ④「…」は、調査をしていないことを示す。
- (4) 臨時労働者の定義については、平成 26 年調査のものから変更しており、平成 26 年調査と比較の際は注意を要する。（「9 主な用語の定義・解説」の「臨時労働者」参照）
- (5) 前回平成 26 年調査の数値は再集計を行ったことから、過去に公表した数値と異なっている場合がある。  
再集計については下記を参照。  
[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/40-20\\_te31.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/40-20_te31.html)

## 9 主な用語の定義・解説

### 〔事業所調査〕及び〔個人調査〕の用語

#### (1) 常用労働者

次のア、イのいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇われている者

イ 1か月以上の期間を定めて雇われている者

事業所規模は、事業所における常用労働者数により区分している。

#### (2) 就業形態

この調査では、労働者を「正社員」、「出向社員」、「契約社員（専門職）」、「嘱託社員（再雇用者）」、「パートタイム労働者」、「臨時労働者」、「派遣労働者（受け入れ）」、「その他」の8つの就業形態に区分している。

また、「正社員」以外の7つの区分の労働者を合わせて「正社員以外の労働者」という。

なお、「臨時労働者」は、前回平成 26 年調査と一部定義を変更している。

就業形態	
正社員	事業所と直接雇用関係のある労働者で雇用期間の定めが無い労働者のうち、正社員・正職員等とされている者(他企業への出向者などを除く。)
	いわゆる正社員 職務、勤務地、勤務時間がいずれも限定されない正社員
	多様な正社員 いわゆる正社員より職務、勤務地、勤務時間等が限定される正社員(雇用契約上明示されていなくても、実態として職務、勤務地、勤務時間等が限定されていれば含む。育児・介護休業法に基づく育児・介護短時間勤務中の正社員は含まない。)
正社員以外の労働者	出向社員 他企業より出向契約に基づき出向してきている者(出向元に籍を置いているかどうかは問わない。)
	契約社員(専門職) 特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者 契約社員の定義における「特定職種」とは、例えば、科学研究者、機械・電気技術者、プログラマー、医師、薬剤師、デザイナーなどの専門職種をいう。 注1) 嘱託社員(再雇用者)であっても、「契約社員」の定義にあてはまる場合は「契約社員」としている。 注2) 「臨時労働者」、「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「契約社員」の定義にあてはまる場合は「契約社員」としている。
	嘱託社員(再雇用者) 定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者 注) グループ企業の退職者を含む。「臨時労働者」、「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「嘱託社員」の定義にあてはまる場合は「嘱託社員」としている。
	パートタイム労働者 常用労働者のうち、フルタイム正社員より1日の所定労働時間が短い、1週間の所定労働日数が少ない者 注1) 勤務時間限定正社員は、「正社員」としている。 注2) パートタイム労働者に該当するかどうかは、一定期間育児や介護等のため勤務時間を一時的に短縮している人(一定期間後、勤務時間が元に戻る場合は本来の勤務時間で判断している。)
	臨時労働者 常用労働者に該当しない労働者で雇用契約期間が日々又は1か月未満の労働者 注) 前回(平成26年)調査においては、常用労働者に該当しない労働者(雇用契約期間が日々又は1か月以内の労働者のうち、8月又は9月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下である者)
	派遣労働者(受け入れ) 「労働者派遣法」に基づき派遣元事業所から派遣されてきている労働者
	その他 上記以外の労働者(フルタイム正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じで、「パート」などの名称で呼ばれる者を含む。)

(3) 職種分類表

職種		職種内容
1	管理的な仕事	課（課相当を含む）以上の組織の管理的仕事に従事する者をいう。 例えば、部長、課長、支店長、工場長など
2	専門的・技術的な仕事	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいう。 例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家、速記者など
3	事務的な仕事	一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいう。 例えば、一般事務員、銀行の窓口事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員、オペレーター、有料道路料金係、出改札係など
4	販売の仕事	商品（サービスを含む）・不動産・証券などの売買、売上の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいう。 例えば、一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員、レジ係、商品販売外交員、保険外交員、銀行外交員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など
5	サービスの仕事	理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいう。 例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェイター、ウェイトレス、接客係、ホームヘルパー、ベビーシッター、駐車場・ビル管理人、寮管理人、ツアーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など
6	保安の仕事	社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいう。 例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など
7	生産工程の仕事	生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事する者をいう。 例えば、生産設備制御・監視員、機械組立設備制御・監視員、製品製造・加工処理工、機械組立工、機械修理工、自動車整備工、製品検査工など
8	輸送・機械運転の仕事	機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者をいう。 例えば、電車運転士、バス運転者、営業用乗用自動車運転者、貨物自動車運転者、船長、航海士・運航士、水先人、船舶機関長・機関士、航空機操縦士など
9	建設・採掘の仕事	建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する者をいう。（ただし、建設機械を操作する仕事に従事する者は「輸送・機械運転の仕事」となる。） 例えば、型枠大工、とび職、鉄筋工、大工、れんが積工、ブロック積工、タイル張工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、送電線電工、外線電工、通信線架線工、電信機据付工、電気工事従事者、土木従事者、坑内採鉱員、石切工、砂利採取員など
10	運搬・清掃・包装等の仕事	主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事する者をいう。 例えば、郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者、陸上荷役・運搬従事者、倉庫現場員、配達員、荷造工、清掃従事者、包装工など
11	その他の仕事	農・林・漁業の従事者及び上記以外の職種に従事する者をいう。

※職種分類表は、日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）に基づいている。